

◆◆◆—————2024.8.14—————

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No.1218

◆◆◆

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護給付費分科会（持ち回り）（第241回 R6.7.31）
—厚生労働省、介護職の賃上げの進捗を秋に調査
処遇改善加算の効果を把握へ
 2. 最近の介護保険最新情報
-

◆—————
【1】社会保障審議会介護給付費分科会（持ち回り）（第241回 R6.7.31）
—厚生労働省、介護職の賃上げの進捗を秋に調査
処遇改善加算の効果を把握へ
—————◆

【記事作成：介護ニュースJoint】

□厚生労働省は今年秋、介護職の賃上げの進捗を明らかにするための調査（処遇状況等調査）を実施する方針です。

7月31日の社会保障審議会・介護給付費分科会（持ち回り開催）で、調査の対象や内容、調査票の設計などを案として提示し、大筋で了承を得ました。来年3月頃に結果を取りまとめ、その後の施策に活かしていく方針です。

新たに拡充・一本化された処遇改善加算がどれだけ効果を発揮しているか、年度末に公表される結果には大きな注目が集まりそうです。

調査は特養や老健、グループホーム、訪問介護、通所介護、居宅介護支援など幅広いサービスが対象となります。厚生労働省は職員の給与、その内訳の基本給、手当、一時金などの動向を、処遇改善加算の届け出状況、個々の保有資格、勤務形態などと併せて把握する考えです。事業所・施設の事務負担を考慮し、新型コロナウィルスの影響に関する質問項目は除外します。

処遇改善加算の対象に含まれない居宅介護支援については、賃上げ以外の処遇改善状況に関する質問も用意されました。利用者や職員の人数を記載する項目、職員の給与水準を書き込む欄なども設けられています。

今回の持ち回り開催の分科会には、各委員から調査について書面で意見が提出されました。

例えば、日本医師会の江澤和彦常任理事は、「新たな処遇改善加算へ移行した際に、加算の対象職種や配分方法にどのような変化が生じたかについても把握した方が望ましい」と要望しました。

また、民間介護事業推進委員会の稻葉雅之代表委員は、今年度に実施するベースアップの賃上げ率を記入する調査項目に着目。「居住系サービスでは、非常勤の職員が多いこと、支給額の加算手当の構成割合が高いこと、事業者ごとにその仕組みが大幅に異なることなどから、回答者が同じ基準で答えられるように分かりやすい解説を付けるべき」と要請しました。

このほか、日本介護福祉士会の及川ゆりこ会長は、「訪問介護について、同一敷地内の建物などに居住する人を主な対象とする事業所と、それ以外の地域の要介護者を主な対象とする事業所の違いが把握できる設計として頂きたい」と求めました。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41625.html

◆-----◆
【2】最近の介護保険最新情報
◆-----◆

□介護保険最新情報 Vol.1303

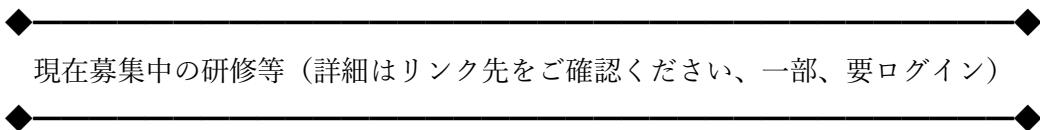
「介護職員等処遇改善加算」移行予定調査事業の実施について

<https://www.jcma.or.jp/?p=764100>

□介護保険最新情報 Vol.1304

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について

<https://www.jcma.or.jp/?p=764123>



□全国大会 in ながの

<https://nacm.jp/zenkoku2024/>

□研修会「令和6年度介護報酬改定-福祉用具の貸与と販売の選択制等について

～介護報酬改定後の状況と対応～

<https://www.jcma.or.jp/?p=762622>

□研修会『施設ケアマネジメントの本質を学ぶ

～「施設ケアマネジメントの手引き」を活用して～

<https://www.jcma.or.jp/?p=762621>



□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)
https://www.jcma.or.jp/?page_id=28
 - ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
 - ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
 - ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
 - ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することがで

きません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
